

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
45	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和7年6月17日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務
②事務の内容	令和7年度定額減税に伴う不足額給付(定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付)の支給事務 令和6年度に、定額減税可能額が減税前税額を上回り、定額減税を十分に受けられないと見込まれる者に対して、当初調整給付金を支給した。 本事務は、以下の事情により、令和6年度に実施した当初調整給付金の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものである。 ①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等をもとにした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和5年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。 ②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者に対して、1人当たり原則4万円(ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)を支給する。
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉情報システム
②システムの機能	1. 台帳管理機能 住民からの申請を受理し、住民の個人情報を登録し管理する。 申請に対して、支給決定・却下等を行い、通知書を発行する。 2. 債権管理機能 支払処理や使用料徴収処理を行い、収納管理を行う。未収納の場合は債権管理を行う。 3. データ連携機能 神戸市内の他システムとデータ送受信を行うため、データ連携を行う。 本事務においては、住基個人番号をキーとした統合宛名番号・前住所地コード・住民となった日の取得のために用いる。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2	
①システムの名称	中間サーバシステム
②システムの機能	1. 符号管理機能: 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能: 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能: 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能: 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能: 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能: 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能: 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能: バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 本事務においては、 ①給付金受給対象者の公金受取口座情報を取得するため ②令和6年1月2日～令和7年1月1日に他都市から神戸市への転入した者について、不足額給付金額算定に用いるために、転入前自治体における地方税関係情報を取得するために用いる。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム3	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	1. 統合宛名番号付番機能: 統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。 2. 宛名情報当管理機能: 統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システムjを利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。 3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 本業務においては、福祉情報システムを通じて、中間サーバーとの情報連携(公金口座情報、地方税情報の取得)のために、住基個人番号をキーに統合宛名番号を取得するために利用する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバーシステム)

3. 特定個人情報ファイル名		
定額減税に伴う不足額給付中間サーバー照会関係ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表135の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉局くらし支援課	
②所属長の役職名	福祉局くらし支援課課長(給付金担当)	
7. 他の評価実施機関		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
定額減税に伴う不足額給付中間サーバー照会関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	①定額減税に伴う不足額給付の対象者と見込まれる者のうち、神戸市が給付の振込先口座を把握していない者 ②令和6年1月2日～令和7年1月1日に、他都市から神戸市に転入した者
その必要性	①給付対象と見込まれる者について、登録されている公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携によって取得することで、最大限迅速かつ確実な支給につなげる。 ②他都市からの転入者については、令和6年度における当初調整給付額を含めた定額減税の情報が本市にないことから、不足額給付の受給可否や算定のために、転入元自治体における課税情報を情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携によって取得することが必須である。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (口座情報登録・連携ファイル関係情報)
その妥当性	1. その他識別情報:対象者を正確に識別するため 2. 4情報:対象者の識別のため 3. 地方税関係情報:不足額給付の要件確認及び支給額算定のため 4. 口座情報登録・連携ファイル関係情報:対象者へ迅速に支給を行うべく、公金受取口座の情報を把握する必要があるため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和7年6月
⑥事務担当部署	福祉局くらし支援課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 （ 福祉情報システム所管課 ） ☒ 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁 ） ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 転入者の転入元もしくは課税自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☒ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 （ ファイル無害化ASP ）
③使用目的 ※		給付対象者や給付額の確定を確実に行うとともに、給付対象者への支給を迅速に行うため。
④使用の主体	使用部署	福祉局くらし支援課
	使用者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		取得した税情報を基に、給付対象者及び給付金額の確定を行う。 取得した公金受取口座に、本給付金を支給する。
	情報の突合	団体内統合宛名番号をキーとして、情報提供ネットワークシステムを介して取得した公金受取口座情報及び地方税情報と、住基個人番号とを突合する。
⑥使用開始日		令和7年6月18日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		統合宛名番号と前住所地情報の取得
①委託内容		統合宛名番号と前住所地情報の取得
②委託先における取扱者数		[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社アイネス 営業本部
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
託再委	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<神戸市における措置> 本市庁舎内の施錠装置・監視装置のあるセキュリティ区画内サーバに保管する。 サーバへのアクセスにはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

--

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

① 統合宛名番号・前住所地データ

住基個人番号・統合宛名番号・前住所地コード(前2桁)・前住所地コード(後ろ3桁)・住民となった日

② 情報照会内容ファイル

レコード識別番号・情報照会者機関コード・団体内統合宛名番号・照会側不開示コード・事務コード・事務手続コード・照会委任元機関コード・提供委任元機関コード・情報提供者機関コード・特定個人情報名コード・情報照会条件・特定個人情報の項目コード

③ 情報照会内容登録結果ファイル

団体内統合宛名番号・処理通番・中間サーバー受付番号・中間サーバー受付明細番号・情報照会者機関コード・情報照会者機関名称・照会委任元機関コード・照会委任元機関名称・部署コード・部署名称・事務コード・事務名称・事務手続コード・事務手続名称・情報提供者機関コード・情報提供者機関名称・提供委任元機関コード・提供委任元機関名称・受付日時・提供の求めの日時・有効期間終了日・照会ステータス(明細単位)・照会ステータス(明細単位)名称・照会側不開示コード・照会側不開示コード名称・取りやめ日時・取りやめ事由コード・取りやめ事由・照会処理結果メッセージ・処理通番の枝番・特定個人情報名コード・特定個人情報名・特定個人情報の版番号・情報照会条件・照会ステータス(特定個人情報名単位)・照会ステータス(特定個人情報名単位)名称・提供の日時・中間サーバー等登録日時・不開示コード・不開示コード名称・照会処理結果メッセージ・特定個人情報の項目コード・特定個人情報の項目名称・特定個人情報の項目の版番号・特定個人情報の項目の確定時点・特定個人情報の項目の修正日時・情報提供内容・情報提供内容名称・未設定事由

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
定額減税に伴う不足額給付中間サーバー照会関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・福祉情報システムからの統合宛名番号等情報入手時には、基幹系ネットワーク内のフォルダからデータを取得し、スタンドアロンのPCに移した後、基幹系ネットワーク内のフォルダは削除している。 ・情報照会内容ファイル及び情報照会内容登録結果ファイルの作成・保管はスタンドアロンのPCで行い、必要時以外は施錠できる場所に保管している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・税務部及び住民課から給付対象者のみのデータが提供されるため、給付対象でない市民の個人情報は閲覧不可能である。 ・税務部及び住民課から提供されたデータをもとに統合宛名番号を取得し中間サーバー照会を行うため、対象者以外の特定個人情報を扱うことはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・特定個人情報データの作成・保管用スタンドアロンPCの操作にあたっては、ユーザIDによる認証、パスワードの設定を行い、端末の操作を関係職員に限定する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

[illegible]

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜神戸市における措置＞ ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
＜神戸市における措置＞ 本市では、情報提供ネットワークシステムとの全ての連携(接続)は、中間サーバーが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別用符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	1. 令和4年8月に、市民から電話で受け付けた飼い犬の死亡・住所変更などの届出や、登録内容の修正等に関する個人情報をメモしたノートを紛失した。 2. 令和4年10月に市認定の消費生活マスターに事務連絡メールを送信した際に、誤って「Bcc」ではなく「To」にメールアドレスを入力したため、すべてのメールアドレスが送信先に公開された。 3. 令和5年4月に、押印漏れがあった書類を持参した市民の受付をした際に、受理した他の書類がないことに気付き、紛失した。 4. 令和5年7月に、地域での会議に参加した後、会議で使用した世帯状況一覧を鞆の中に片付けたが、次の訪問先で鞆から他のものを取り出す際に、当該書類を落とし、紛失した。 5. 令和5年8月に、児童手当に係る書類の不備を申請者に送付する際に誤送付があった。 6. 令和5年9月に、レセプト返戻のため保留にしていた申請書類を紛失した。 7. 令和5年12月に、窓口で受理した申請書のうち、該当がなかった書類の返却時に内部書類を添付し、手渡した。 8. 令和6年5月に、過去に受け付けた市民の個人情報(氏名、住所、生年月日、本籍地など)を含む関連書類1箱分を誤った時期に廃棄したことが発覚した。 9. 令和6年9月に、協力支援団体にメール送信したスプレッドシートにおいて、本来共有すべきでない「起業・経営基礎講座」受講者の個人情報が一時的に閲覧可能な状態となっていた。 10. 令和7年3月に、窓口にて転出証明書を別人に誤交付した。	
再発防止策の内容	1. 令和4年春から導入している e-KOBE による電子届出への誘導を強化する 2. 複数にメールを一斉送信する場合は必ずダブルチェックを行うよう再度徹底 3. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底 4. 個人情報が記載された文書の所外持ち出し禁止の再度徹底 5. 郵送物を発送する際のダブルチェックの徹底 6. 受付後の書類の保管の見直しをし、適切な書類の管理を再度徹底 7. 相手方に交付する書類(返却書類を含む)と、申請書およびダブルチェックのための内部書類とを別ファイルに入れ明確に区分けすることの徹底 8. 書類の適正な保存・管理・廃棄を行うよう再度徹底するとともに、個人情報保護の重要性等について研修を通じ改めて周知 9. 個人情報と他の情報を混在しないよう、厳格な個人情報保護及び管理を再度徹底 10. 交付前の確認手順を必ず実施するよう再度徹底	
その他の措置の内容	・特定個人情報を保管している端末は、必要時以外施錠された場所に保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 1) 特に力を入れて行っている ☐ 2) 十分に行っている ☐ 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・委託業者に対しては、委託契約約款に個人情報保護に関する内容を明記した上で、契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	神戸市地域協働局 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号:078-322-6014
②請求方法	原則、来庁による請求を予定
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	部署名:福祉局くらし支援課 住所:神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁舎1号館5階) 電話番号:078-333-3330(代表)
②対応方法	・問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	表紙 評価書名	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う調整給付金)に関する事務 重点項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務 重点項目評価書	事前	
	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神戸市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う調整給付金)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	神戸市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
	表紙 公表日	令和6年9月9日	令和7年6月17日	事前	
	I.1.①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う調整給付金)に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給(定額減税に伴う不足額給付)に関する事務	事前	
	I.1.②事務の概要	定額減税に伴う調整給付金(定額減税を補足する給付として、定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付)の支給事務 納税義務者本人および配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該者の令和6年度(推計)所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。	令和7年度定額減税に伴う不足額給付(定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付)の支給事務 令和6年度に、定額減税可能額が減税前税額を上回り、定額減税を十分に受けられないと見込まれる者に対して、当初調整給付金を支給した。 本事務は、以下の事情により、令和6年度に実施した当初調整給付金の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものである。 ①当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等をもとにした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことなどにより、令和5年分所得税及び定額減税の実額額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者に対して、その差額を1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。 ②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった者に対して、1人当たり原則4万円(ただし、令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円)を支給する。	事前	
	I.2 システム2 ②システムの機能	1. 符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能:情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能:パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 本事務においては、公金受取口座情報を取得するために用いる。	1. 符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能:情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可用照会リスト情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能:パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 本事務においては、 ①給付金受給対象者の公金受取口座情報を取得するため ②令和6年1月2日～令和7年1月1日に他都市から神戸市への転入した者について、不足額給付金額算定に用いるために、転入前自治体における地方税関係情報を取得するために用いる。	事前	
	I.2 システム3 ①システムの名称	-	統合宛名システム	事前	

	I.2 システム3 ②システムの機能	-	1. 統合宛名番号付番機能・統合宛名システムは、中間サーバーと情報連携するために団体内の宛名情報を業務横断に統一し、個人を一意にする統合宛名番号を付番する。 2. 宛名情報管理機能・統合宛名システムにおいて宛名情報等を統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し管理する。統合宛名システム)を利用するための認証機能、個人情報保護対策及び各種ログ管理を行う。 3. 中間サーバー連携機能・中間サーバーまたは中間サーバー接続端末からの要求に基づき、統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。 4. 既存システム連携機能・既存業務システムからの要求に基づき、個人番号または統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する。	事前	
	I.2 システム3 ③他のシステムとの接続	-	庁内連携システム、その他(中間サーバーシステム)	事前	
	I.3 特定個人情報ファイル名	定額減税に伴う調整給付金中間サーバー照会関係ファイル	定額減税に伴う不足額給付中間サーバー照会関係ファイル	事前	
	I.6②所屬長の役職名	福祉局くらし支援課担当課長	福祉局くらし支援課課長(給付金担当)	事前	
	II.1 特定個人情報ファイル名	定額減税に伴う調整給付金中間サーバー照会関係ファイル	定額減税に伴う不足額給付中間サーバー照会関係ファイル	事前	
	II.2③対象となる本人の範囲	定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」(令和5年分所得税額)又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者	①定額減税に伴う不足額給付の対象者と見込まれる者のうち、神戸市が給付の振込先口座を把握していない者 ②令和6年1月2日～令和7年1月1日に、他都市から神戸市に転入した者	事前	
	II.2③対象となる本人の範囲 その必要性	令和6年度定額減税に際して、「定額減税しきれないと見込まれる方」に給付を行うため	①給付対象と見込まれる者について、登録されている公金受取口座情報を情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携によって取得することで、最大限迅速かつ確実な支給につなげる。 ②他都市からの転入者については、令和6年度における当初調整給付額を含めた定額減税の情報が本市にないことから、不足額給付の受給可否や算定のために、転入元自治体における課税情報を情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携によって取得することが必須である。	事前	
	II.2④記録される項目 主な記録項目	10項目以上50項目未満 その他識別情報(内部番号) 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) その他(口座情報登録・連携ファイル関係情報)	50項目以上100項目未満 その他識別情報(内部番号) 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 地方税関係情報 その他(口座情報登録・連携ファイル関係情報)	事前	
	II.2④記録される項目 その妥当性	1. その他識別情報:対象者を正確に識別するため 2. 4情報:対象者の識別のため 3. 口座情報登録・連携ファイル関係情報:対象者へ迅速に支給を行うべく、公金受取口座の情報を把握する必要があるため	1. その他識別情報:対象者を正確に識別するため 2. 4情報:対象者の識別のため 3. 地方税関係情報:不足額給付の要件確認及び支給額算定のため 4. 口座情報登録・連携ファイル関係情報:対象者へ迅速に支給を行うべく、公金受取口座の情報を把握する必要があるため	事前	
	II.2⑤保有開始日	令和6年5月	令和7年6月	事前	
	II.3①入手元	評価実施機関内の他部署(福祉情報システム所管課) 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁)	評価実施機関内の他部署(福祉情報システム所管課) 行政機関・独立行政法人等(デジタル庁) 地方公共団体・地方独立行政法人(転入者の転入元自治体)	事前	
	II.3②入手方法	フラッシュメモリ 情報提供ネットワークシステム	フラッシュメモリ 情報提供ネットワークシステム その他(無害化ASP)	事前	
	II.3③使用目的	給付対象者へ迅速に支給を行うため。	給付対象者や給付額の確定を確実に行うとともに、給付対象者への支給を迅速に行うため。	事前	
	II.3⑤使用方法	取得した公金受取口座に、本給付金を支給する。	取得した税情報を基に、給付対象者及び給付金額の確定を行う。 取得した公金受取口座に、本給付金を支給する。	事前	
	II.3使用方法 突合方法	団体内統合宛名番号をキーとして、情報提供ネットワークシステムを介して取得した公金受取口座情報と、住基個人番号とを突合する。	団体内統合宛名番号をキーとして、情報提供ネットワークシステムを介して取得した公金受取口座情報及び地方税情報と、住基個人番号とを突合する。	事前	
	II.3⑥使用開始日	令和6年5月16日	令和7年6月18日	事前	

	Ⅱ.③委託先名	株式会社アイネス 関西支社	株式会社アイネス 営業本部	事前	
	Ⅲ.1 特定個人情報ファイル名	定額減税に伴う調整給付金中間サーバー照会 関係ファイル	定額減税に伴う不足額給付中間サーバー照会 関係ファイル	事前	
	Ⅲ.3 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付 け、事務に必要な情報の 紐付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容	・税務部から給付対象者のみのデータが提供さ れるため、給付対象でない市民の個人情報は 閲覧不可能である。 ・税務部から提供されたデータをもとに統合宛 名番号を取得し中間サーバー照会を行うため、対 象者以外の特定個人情報を扱うことはない。 神戸市市長室広報戦略部 市民情報サービス 課	・税務部及び住民課から給付対象者のみの データが提供されるため、給付対象でない市民 の個人情報は閲覧不可能である。 ・税務部及び住民課から提供されたデータをも とに統合宛名番号を取得し中間サーバー照会を 行うため、対象者以外の特定個人情報を扱うこ とはない。 神戸市地域協働局 市民情報サービス課	事前	
	Ⅳ.1① 請求先	神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁 舎1号館18階) 電話番号: 078-322-5175	神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役所本庁 舎1号館18階) 電話番号: 078-322-6014	事前	
	Ⅳ.2① 連絡先	部署名: 福祉局くらし支援課 住所: 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役 所本庁舎1号館5階) 電話番号: 078-322-8181	部署名: 福祉局くらし支援課 住所: 神戸市中央区加納町6丁目5-1(市役 所本庁舎1号館5階) 電話番号: 078-333-3330(代表)	事前	
	V.1①実施日	令和6年9月9日	令和7年6月17日	事前	